

飯島町環境基本計画〔第6次〕（案）

令和5年1月

飯 島 町

飯島町第6次環境基本計画 … 目次

第 1 章 飯島町第6次環境基本計画策定の基本的事項	…	
1 計画策定の背景	…	1
2 飯島町第5次環境基本計画を継承し 飯島町第6次総合計画と整合する	…	1
3 環境基本計画と他の計画 及び関連条例との関係	…	2
4 計画の期間及び範囲	…	2
(1) 計画の期間	…	2
(2) 計画の適用範囲	…	2
第 2 章 環境施策の現状と課題	…	
1 地球環境をめぐる世界の動き	…	3
2 日本の動向	…	3
3 東日本大震災の経験	…	4
4 長野県の取組み	…	4
5 飯島町の取組み	…	6
(1) 廃棄物対策	…	6
(2) 環境保全の取り組み	…	6
(3) 地球温暖化対策	…	6
(4) エネルギー対策	…	7
第 3 章 目指す環境像と目標	…	
1 目指す環境像	…	7
2 環境像を実現するための計画の体系 基本となる手法	…	8
(1) 恵み豊かな自然環境の保全	…	8
(2) 循環型生活環境の確保	…	8
第 4 章 環境像を実現するための施策	…	
1 施策の体系	…	9
2 分野別施策の展開	…	9
(1) 自然と共生するまち	…	9
(2) さわやか環境の実現	…	11
(3) 潤いのある生活環境の実現	…	14

(4) 未来を見据えた環境教育	…	15
(5) 脱炭素社会を目指すまち	…	15
(6) 資源を大切にしたまち	…	16

第 5 章 計画の推進

1 計画推進のための各主体の基本的役割	…	18
(1) 町民の役割	…	18
(2) 事業者の役割	…	19
(3) 町（行政）の役割	…	19
2 計画の周知体制	…	19
3 計画の進行管理	…	19
4 計画の見直し	…	20

第1章 飯島町第6次環境基本計画策定の基本的事項

1 計画策定の背景

飯島町は西に中央アルプスの雄峰南駒ヶ岳、東に南アルプスの連山を仰ぎ、数ある清流の恵みを受け、美しい自然にはぐくまれた歴史と伝統文化の息づくまちです。

そして、飯島の豊かな自然環境は、私たちの誇りであるとともに、住民共有のかけがえのない財産でもあり、この優れた自然環境を守り、将来の世代に引き継いでいくことが、今を生きる私たちに課せられた責務です。

これらを推進するため、飯島町自然環境保全条例（平成2年12月21日条例23号）を策定して飯島町の豊かな自然の保全と自然のもたらす恩恵を永遠に享受するために町民の責任を明らかにし、現在及び将来にわたり自然と人間の共存する緑豊かな生活環境を保全し、かつ創出することを目的としています。この飯島町自然環境保全条例は、第4条において、環境基本計画について定めています。

また、飯島町さわやか環境保全条例（平成8年9月30日条例第15号）においては、町民が健康で安全、かつ快適な生活を営むための環境を保全することを目的として、第17条において、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、環境の保全に関する基本的な計画を定めなければならないとされています。

しかしながら、飯島町第5次環境基本計画の策定以降、地球温暖化の進行による異常気象の増加や生態系への影響など、環境行政を取り巻く社会状況は大きく変化しました。

また、先の東日本大震災、福島原子力発電所の事故を受け、国ではエネルギー施策の見直しが進められています。今後は、持続性の高い再生可能エネルギーへの転換が進むなど、環境負荷低減への取り組みがさらに強まることが推測されます。

こうした動向を踏まえ、変化する社会状況に適切に対応していくために、飯島町環境基本計画の第6次計画を策定します。

2 飯島町第5次環境基本計画を継承し、飯島町第6次総合計画と整合する

本計画（飯島町第6次環境基本計画）は、飯島町第5次環境基本計画と飯島町第6次総合計画との間で、それぞれ次のように関連しています。

① 飯島町第5次環境基本計画を継承します。

平成30年度（2018年度）に定めた飯島町第5次環境基本計画から5年が経過した今、急速に進む地球温暖化、生物多様性の危機、再生可能エネルギー利活用の推進、廃棄物や有害化学物質など環境に関する問題が複雑化・多様化している中で、成果と課題を継承し、飯島町の環境保全の取り組みをさらに推進するために、本計画を定めることとします。

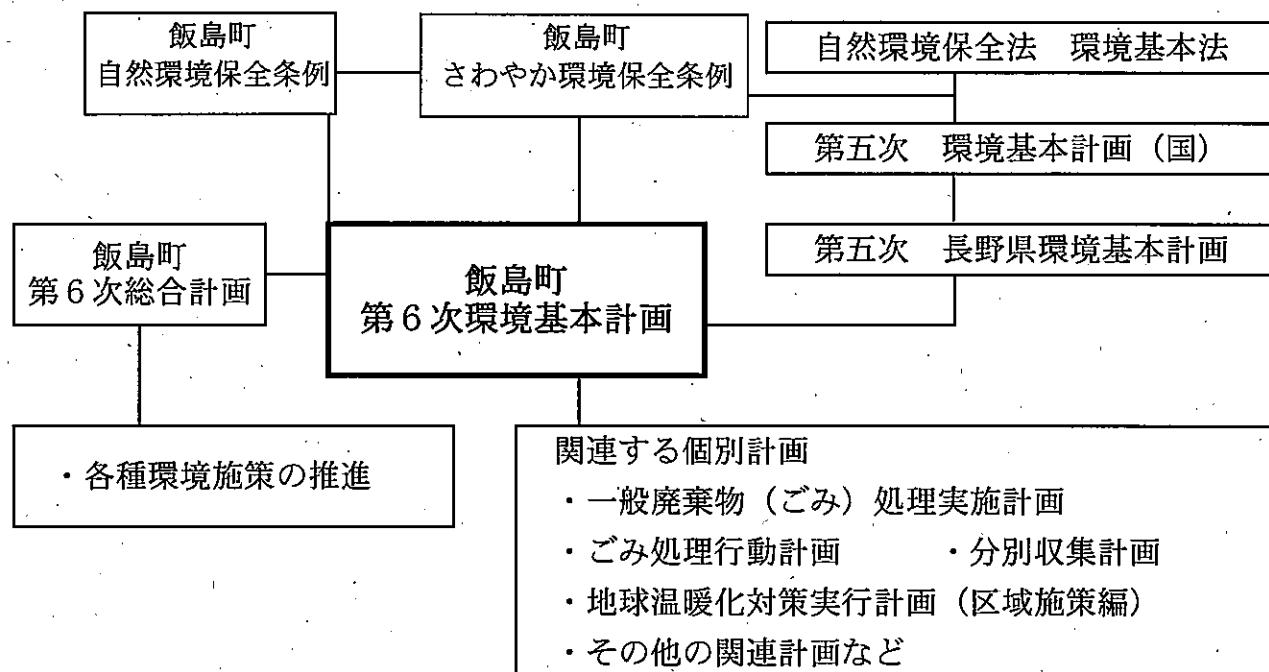
② 飯島町第6次総合計画との整合性を確保します。

本計画は、飯島町第6次総合計画が定める環境に関する基本的方向に沿って、具体的な

方策・手立てを講ずるものです。これは、総合計画に基づく各行政領域ごとの基本計画としての役割を担い、総合計画と密接な関連性を持って、掲げた目標の実現に向かうものです。

3 環境基本計画と他の計画及び関連条例との関係

環境基本計画は、総合計画を上位計画とし、様々な個別計画との間に位置する中間計画としての役割を担うものです。また、条例との関連についても、自然環境保全条例及び飯島町さわやか環境保全条例によって位置付けられた計画としての役割を担っています。



4 計画の期間及び範囲

(1) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度（2023年度）を初年度とし、令和9年度（2027年度）を目標とする5カ年計画とします。

ただし、社会情勢や環境の変化に対応するため、必要に応じて見直しをします。

(2) 計画の適用範囲

飯島町全域としますが、広域的な対応が必要な事項については、近隣自治体と協力体制を図ります。

第2章 環境施策の現状と課題

1 地球環境をめぐる世界の動き

現在、地球温暖化は、世界で最も深刻な環境問題です。

地球レベルでの気温・海面水位の上昇による、洪水や干ばつの増加、巨大化する熱帯性低気圧などによる災害被害の激化、猛暑などの異常気象が世界各地で起きています。その原因の一つが、温室効果ガスによる地球温暖化と考えられています。実際、過去100年間で世界の平均気温は約0.74℃、日本の平均気温は約1.1℃上昇しています。

2005年2月に発効した京都議定書により、同年4月に日本としての数値目標（温室効果ガス排出量を1990年比で6%削減）が出されました。

その後、2009年9月に開催された国連気候変動首脳級会合で日本は、全ての主要国での公平かつ実効性ある国際枠組の構築及び意欲的な目標の合意を前提とした上で、温室効果ガスを2020年までに1990年比25%削減を目指すとの中期目標を表明しましたが、2020年実績値は約10%削減にとどまり、目標達成には至りませんでした。

京都議定書の第1約束期間終了後の次期枠組みについては、先進国と途上国との間で、温室効果ガス排出削減の行動の義務のあり方等について複雑な利害関係が見られ、2011年12月の第17回締約国会議（COP17）において、2015年までに米中を含む全ての国が参加する新しい枠組みを構築することに合意し、2020年発行のロードマップを確認、この間、日本は自主規制で対処することになりました。

2016年11月にはパリ協定が発効され、温室効果ガスの排出についての2020年以降の各国の国際的な取り組みが決まりました。その中で日本は、2030年度の温室効果ガス排出量を、2013年度の水準から26%削減する事となっています。

一方で、2017年6月にアメリカがパリ協定の離脱を発表。その後、2021年11月に協定に復帰するなど、協定を取り巻く問題も浮上しており、今後の動向が懸念されています。

地球温暖化以外に地球規模で深刻化している問題としては、人間活動がもたらす野生生物の生息・生育環境の悪化や消失、生態系の劣化による生物多様性の危機の問題や大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動による廃棄物問題があげられます。このような問題は、地球温暖化とも密接に関係しています。

2 日本の動向

国においては、第五次環境基本計画が平成30年（2018年）に閣議決定されました。

第五次環境基本計画のポイントとして、「環境」「経済」「社会」の要素が相互に関連、複雑化している国内の課題と、パリ協定を始めとした国際的な転換への流れを踏まえて、各要素の統合的向上及びパートナーシップの充実・強化を図るものとしており、その重点戦略は次のとおりです。

- ① 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築

- ・国内資源の最大限の活用
 - ・企業戦略における環境配慮の主流化、環境ビジネスの拡大
- ② 国土のストックとしての価値の上昇
- ・持続可能で魅力あるまちづくり、地域づくり
 - ・自然との共生を軸とした国土の多様性の維持
- ③ 地域資源を活用した持続可能な地域づくり
- ・地域のエネルギー、バイオマス資源の最大限の活用
 - ・地域の自然資源、観光資源の最大限の活用
- ④ 健康で豊かな暮らしの実現
- ・環境にやさしく健康で質の高い生活への転換
 - ・安全、安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全
- ⑤ 持続可能性を支える技術の開発・普及
- ・持続可能な社会の実現を支える最先端技術開発
 - ・技術の早期の社会実装の推進
- ⑥ 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築
- ・国際的なルール作りへの積極的関与、貢献
 - ・海外における持続可能な社会の構築支援

3 東日本大震災の経験

平成23年（2011年）3月11日、日本は未曾有の災害である東日本大震災と津波を経験し、原子力発電所の事故に起因する放射性物質の一般環境への漏出がありました。この問題は広範囲にわたる規模となり、日本のみならず、世界の環境、社会、経済に甚大な被害をもたらしました。

この震災をターニングポイントに、私たちは改めて自然への畏怖を感じ、我々人類はあくまで自然・生態系の一部であり、大きな環境の中の小さな一員であることを自覚させられることになりました。現在の日本人の暮らしの在り方や生活、社会構造を見直し、持続可能な社会を創っていくことが求められています。

そのために、環境とエネルギーに関して総合的な見直しが進められようとしており、電気やエネルギーの需要の拡大を前提に供給を考えるのではなく、需要を抑えつつも経済の健全性は維持しながら、供給面においては分散型で、再生可能エネルギーの割合を一層高める方向に気運が高まっています。

4 長野県の取り組み

長野県においては、「共に育み 未来につなぐ信州の豊かな自然・確かな暮らし」を基本目標に、第四次長野県環境基本計画（平成29年度策定 計画期間 平成30年度～令和4年度）を策定し施策に取り組んできた中で、令和元年（2019年）11月「気候非常事態宣言」を発表。2050年度二酸化炭素排出量を実質ゼロとする決意表明を行うなど、環境を取り巻

く行政の状況が急速に変化しつつあります。また、令和5年度（2023年度）を初年度とする第五次長野県環境基本計画を令和4年度（2022年度）中に策定する事としています。

（1） 脱炭素社会の対策

令和3年（2021年）6月、県は「長野県ゼロカーボン戦略」を発表し、二酸化炭素正味排出量の数値目標を、2030年度に6割減、2050年度にゼロとする目標を掲げました。

従来の計画は主に二酸化炭素排出量の削減に主眼が置かれていましたが、本戦略では再生可能エネルギー生産の拡大を主とし、建物・車両等の省エネルギー化と併せ、エネルギー生産量が消費量を上回るエネルギー自立地域づくりを目指しています。

（2） 水環境保全対策

長野県水環境保全計画・湖沼水質保全計画を策定して県民との協働の下、流域水質、流域美化、動植物保護など水環境の保全に係る施策を総合的に推進しています。

生活排水対策については、生活環境のみならず、良好な水環境を保全するうえで、極めて重要な役割を担っています。県内の生活排水施設は概ね整備が完了（令和元年度末時点汚水処理人口普及率 98.1%）し、整備促進の時代から持続的な管理経営の時代を迎えています。

このため長野県では、汚水処理施設整備構想エリアマップの見直しを進め、生活排水施設の持続可能な運営による良好な水と資源の改善を目指した、水環境・資源循環のみち構想の策定を進めています。

（3） 生物多様性・自然環境の保全と利用

平成15年度（2003年度）から捕獲・採種等の規制対象となる指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物の指定をし、平成18年度（2006年度）からは保護回復事業計画により、保護活動が期待される動植物についての保護計画の策定を実施しており、現在も継続中です。

（4） 循環型社会の形成

廃棄物については、ごみ問題が深刻化する中、循環型社会の形成に向けて4R（廃棄物となりそうなものは断る（リフューズ）・廃棄物の発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再資源化（リサイクル））の推進及び廃棄物の適正処理の確保に向け、長野県廃棄物処理計画に基づき施策を展開しています。

廃棄物の排出抑制と併せて、地域内での資源循環の利活用を進める地域循環圏の形成や資源化率の向上、食品ロスの削減に向けて取り組んでいます。

また、フードドライブの実施などにより、食品ロスの削減と生活困窮者への支援を両立させるなど、廃棄物の減少に向けて様々な取り組みが展開されています。

5 飯島町の取り組み

当町においては、環境基本計画策定以降、上伊那広域連合一般廃棄物処理基本計画（第5次改定版 平成30年12月）が策定され、「資源循環型社会の実現による、人と自然にやさしい かみいな」の基本理念の下で、ごみ減量化に取り組んでおり、ごみ処理行動計画（令和元年12月 第4期）分別収集計画（令和2年3月 第9期）等の個別計画を策定して、制度の構築や施策・事業の実施に取り組んできました。

また、平成31年4月より、上伊那クリーンセンターが稼働し、それに伴い廃棄物の分別方法が変更となりました。

令和4年には、2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「飯島町カーボンニュートラル宣言」を行いました。その実現に向けて、地域資源を最大限に活用することにより、地域課題の解決と脱炭素社会の実現を目指す「環境循環ライフ構想」の取り組みを推進していきます。

（1）廃棄物対策

生ごみ処理機・コンポスト設置補助については、平成27年度（2015年度）より補助額を拡大し、現在も継続しています。空き缶・ガラスびん・ペットボトル・古紙及びプラスチック製容器包装についても、再資源化の取り組みを環境衛生自治会を中心に行ってています。

また、平成31年度（令和元年度）より変更となった廃棄物の分別方法について、引き続き町ホームページ及び広報等による周知活動を継続します。

（2）環境保全の取り組み

河川の水質測定と定期パトロールによる監視体制により、快適な生活環境の維持に努めています。また、町民と町が協働で進める環境美化運動については、毎年6月を環境保護月間として地域内各団体が環境美化活動を実施するとともに、不法投棄パトロール等を実施しています。

国道153号伊南バイパス及び主要地方道伊那生田飯田線において、信州ふるさとの道ふれあい事業（アダプトシステム）の協定を令和4年（2022年）に伊那建設事務所と締結し、対象区間約5kmの美化活動を実施しています。

当町では、農業・工業などの産業に欠くことのできない用水を供給する水資源に恵まれていることから、地域住民が共有する貴重な財産を保全する活動が求められる中で、平成24年（2012年）3月2日、上伊那地域の水資源を保全するための共同声明を上伊那地域市町村長連名で行いました。また、さわやか環境保全条例及び施行規則についても、地下水の保全や放射性物質に汚染された廃棄物等を含む処理事業などの特定の事業活動実施前に、事前協議を求めるなどの環境保全を目的とした改正を行い、平成29年（2017年）8月に施行となりました。

（3）地球温暖化対策

地球温暖化対策については、町（行政）が自ら率先して温室効果ガス削減に取り組むた

めの飯島町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（平成27年12月 第3期）を策定し、基準年度である平成18年度（2005年度）と比較して総排出量を20%以上削減する目標を掲げ、温室効果ガス削減に向けて、小中学校への太陽光発電施設の設置・街路灯のLED化などの取り組みを行いました。

結果としては、令和元年度（2019年度）末時点で平成18年度比27%の減となり、数値上の削減目標は達成となりました。

令和3年（2021年）3月には第4期実行計画を策定し、平成25年度と比較して26%の削減目標を掲げ、自然エネルギーの有効活用、エコカーの導入・活用による燃料使用量の削減などに取り組んでいきます。

また、令和5年度（2023年度）に策定を予定する「飯島町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」により、2050年二酸化炭素排出量等について町の地球温暖化対策方針を明確にするとともに、事務事業編の見直しを行います。

（4）エネルギー対策

地球環境と共生していくエネルギー対策が求められている中で、平成20年（2008年）2月に飯島町地域新エネルギービジョンを策定しましたが、東日本大震災以降エネルギーを取り巻く環境の急速な変化を受けて、実情に合わせた内容の一部改定を平成29年度（2017年度）に行いました。

また、令和3年度（2021年度）に環境循環ライフ構想推進室が設立され、「飯島町環境循環ライフ構想」の具現化に向けた取り組みを始めました。

今後も町内の恵まれた自然環境を活かした小水力発電や木質バイオマス等の活用を検討しながら、持続可能な再生可能エネルギーの地産地消に取り組む必要があります。

また、発電設備等の設置については、景観の保全や他の環境施策との整合性を図り、適切な設置に向けて取り組んでいきます。

第3章 目指す環境像と目標

1 目指す環境像

ふたつのアルプスに抱かれ、風が輝き清冽な水が醸し出す豊かな自然や田園の恵みは、私たちのかけがえのない財産であり誇りです。この自然が悠久の生命を宿し、遠い昔から今日まで私たちを潤し、心をいやしながら明日への活力を与えてくれました。

まちに暮らすだれもが、かけがえのない自然を大切にしながら、このまちをもっと良くしたいという願いを持っています。

自然と調和を保ち、環境に配慮しつつ、自然を魅力的な資源として生かした産業振興を図るとともに、まちづくりの主役である私たち一人ひとりが躍動し、心の豊かさや幸せを実感できる「人と緑が輝く」魅力ある飯島町のあるべき姿として、環境面においても次のとおり定め、その実現を目指します。

～ 美しく快適な暮らしの環境を将来へつなぐ ～

〔第6次総合計画 基本目標より〕

2 環境像を実現するための計画の体系

基本となる手法

環境理念に基づく目標像に近づくため、具体的な手立てを講じるための計画を体系化し、その実践手法を、次のように定めます。

(1) 恵み豊かな自然環境の保全

① 自然と共生するまち

身近な森林などの自然環境を守る取り組みを推進し、地球温暖化防止、生活環境保全生物多様性の保全などの森林や農用地が持つ公益的な機能の維持を図ります。

② さわやか環境の実現

水環境及び大気環境の保全や騒音、振動、悪臭等の防止に取り組むとともに、定期的な各種測定と監視体制を強化し、快適で潤いのある生活環境の維持に努めます。

③ 潤いのある生活環境の実現

環境衛生自治会及び職場での環境美化運動の取り組みや、不法投棄パトロールなど監視体制を強化し、快適で潤いのある生活環境の維持に努めます。

④ 未来を見据えた環境教育

環境教育のための人材育成、情報の提供などに取り組み、子どもをはじめとする家庭や学校での環境教育を推進し、環境保全に関する意識の啓発に努めます。

(2) 循環型生活環境の確保

① 脱炭素社会を目指すまち

国の温室効果ガス削減目標達成に向けた取り組みとして、再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの推進とともに、環境負荷の少ない生活に関する情報提供により、家庭や事業所での地球温暖化対策を推進します。

② 資源を大切にするまち

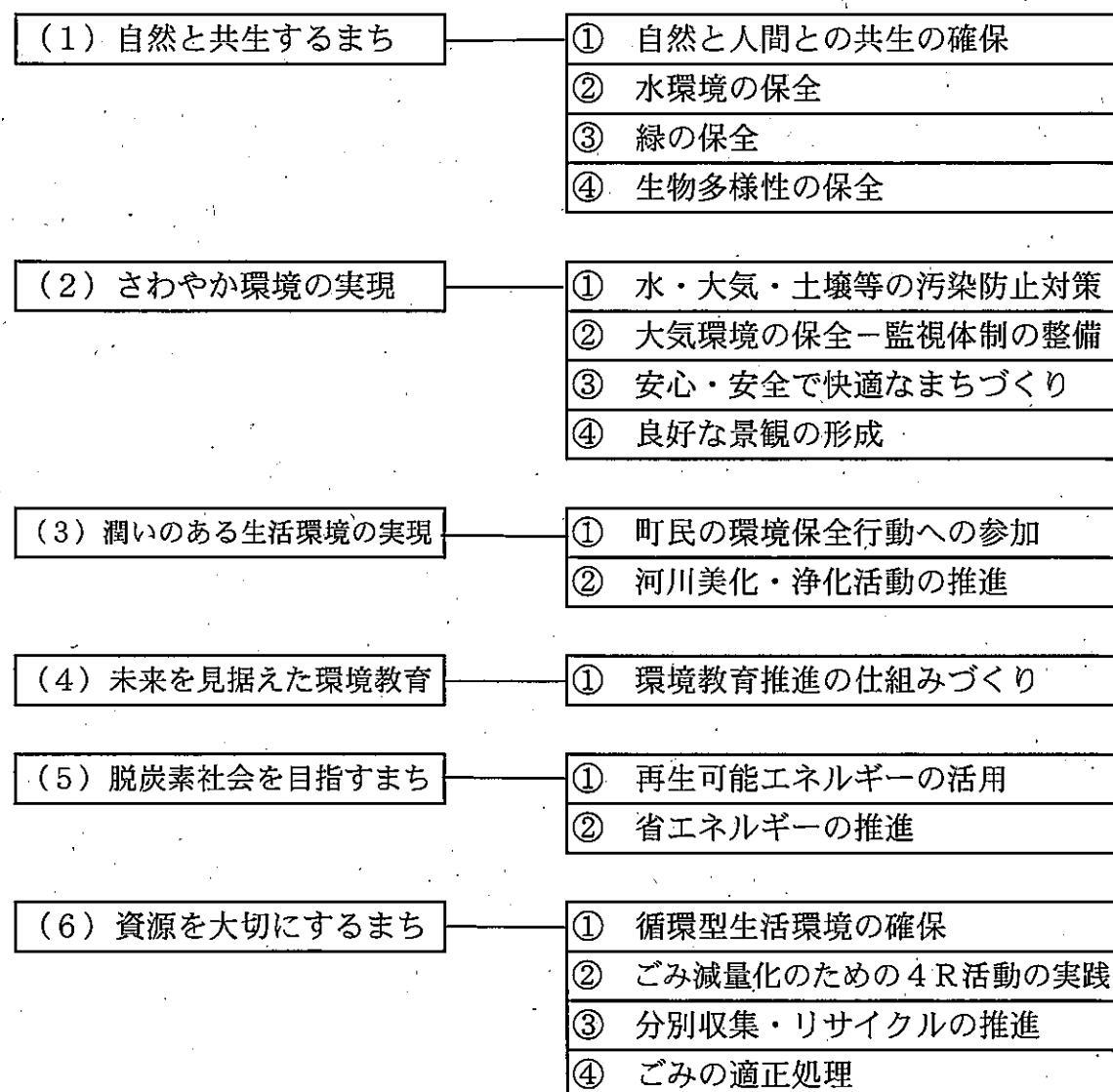
ごみの排出抑制、再利用、資源化の促進により、循環型社会の構築を図ります。

第4章 環境像を実現するための施策

1 施策の体系

【分野別将来像】

【施 策】



2 分野別施策の展開

(1) 自然と共生するまち

① 自然と人間との共生の確保

森林は水の涵養・浄化や大気の浄化、多様な野生生物の生息・育成の場であり、私たちに安らぎや癒しを与えてくれるかけがえのないものです。人間をはじめとした地球上の生物は自然の環境の中で生きています。

この命の基盤である自然を大切に守り、引き継いでいくために、自然と人間との共生の確保を図ります。

- 澄んだ空気、豊かな森、清らかな水の池や川が身近にあり、これらの自然に人々が親しむことができるまちを目指します。
- 地産地消により、自然の恵みが享受できるまちを目指します。
- 森や水辺、田畠には日本在来生物が生息しており、人と自然が共生するまちを目指します。

② 水環境の保全

当町は、住民の命の糧となる飲料水や、農業・工業などの産業振興に欠くことのできない用水を供給する水資源（表流水・地下水・湧水等）に恵まれており、こうした水資源はもとより、この清澄な水や空気を涵養する山岳・森林などの豊かな自然環境が共有する貴重な財産となっています。

地下水や湧水等の水資源の保全については、平成28年（2016年）5月に地下水保全ガイドラインのとりまとめが環境省で行われ、地下水の保全及び持続可能な利用についての方策が示されました。

町内に2箇所ある上水道の水源地の保全については、日曾利地区は県水道水源保全地区に指定されています。樽ヶ沢浄水場については、上流の集水範囲を水資源林として保全していくことが必要です。

- 広域的な伊那谷の地下水保全のために、地下資源として利用可能な水量などの調査実施について、県の事業化を要望します。
- すべての水資源の重要性について啓発活動を推進します。
- 地域共有の財産として地域住民とともに水資源の保全に努めます。

③ 緑の保全

所有者の高齢化や不在地主などに起因して、里山や農地の荒廃が見られます。

環境保全にとって大切な山林や農地の荒廃化を防ぐため、積極的な自然環境保全に取り組みます。

- | | |
|-------------|---|
| ○ 身近な緑を守る | ・里山や自然保護地区、社寺林などの保全に努めます。 |
| ○ 山の緑を豊かに | ・計画的な森林の育成管理と保水機能の向上を図ります。
・担い手の育成を図ります。 |
| ○ 緑を増やす取組 | ・公共事業、公共施設における緑化を推進します。
・事業所における緑化を推進します。
・宅地の緑化を推進します。 |
| ○ 農林業の健全な振興 | ・農地及び山林の有効利用を促進します。
・後継者の育成を図ります。 |

- ・ 化学合成農薬や化学肥料への依存を減らし、環境保全型農業を促進します。

④ 生物多様性の保全

生物多様性基本法第13条に定める生物多様性地域戦略を、長野県では平成24年2月に策定をしました。「未来へつなごう 生命（いのち）のにぎわい」として人と自然が共生する信州の実現のために、生物多様性のあるべき姿と、行政と住民、事業者等が取り組むべき生物多様性に関する施策や行動規範を示しており、当町においても生物多様性の保全にかかわる人たちとの連係を促進し、近隣自治体とともに保全体制に取り組みます。

○ 生き物環境調査の実施

自然環境を保全していくことで、飯島町で生産される農産物の「安全」のものさしとなるよう、生産者、消費者が一緒になって生き物環境調査を実施します。

○ 動植物の保全

生態系のバランスを崩す恐れがあり、法律により指定された特定外来生物を駆除します。

〔町内で確認されている特定外来生物〕

アレチウリ、オオキンケイギク、アライグマ、ブルーギル

○ ミヤマシジミの保全

東京大学農学生命科学研究科と長野県飯島町と上伊那農業協同組合との連携に関する協定に基づき、ミヤマシジミの保全に取り組みます。

(2) さわやか環境の実現

① 水・大気・土壌の汚染防止対策

- 人の健康を保護することを基本に、安全でおいしい水と清らかな流れ、多様な生物が生息でき、人に親しまれる河川づくりのための水質保全対策を推進します。
- 農地においては、古くから農業を営むことで豊かな自然を継承してきました。しかし、近年の急速な社会変化は化学薬品や、化学肥料の使用により自然環境にダメージを与えてきました。物質的な豊かさから、自然環境を保全し、安全で安心な農作物づくりのために「1000ヘクタール環境共生農場づくり」の実践をします。
- 大気、土壌等は、生物の生存基盤として、また、物質循環の源として重要な役割を担っており、特に土壌は、一旦汚染されると長期に亘って影響が持続する特性を有しています。
また、不適切な焼却処理の苦情や、ダイオキシン等による大気汚染が懸念される

ことから、県などとの連携による汚染防止対策を講じます。

- 水質保全対策の推進
 - ・ 河川・湖沼の水質検査、監視を強化し、早期分析により、検査結果を公表します。
 - ・ 排水量の多い事業場等への監視と、自主管理の徹底を図ります。
- 集合処理区域については、公共下水道及び農業集落排水処理施設への管路のつなぎ込み、個別処理区域については合併処理浄化槽の設置を促進し、水洗化率の向上を図ります。
- 個別管理の合併処理浄化槽は、適正な維持管理を促進します。

参考となる指標	現況値 令和3年度	目標値 令和9年度	指標説明
下水道普及率 %	97.8%	98.7%	人口に対する普及率
水洗化率 %	84.5%	89.4%	公共・農集・浄化槽の率

各種水質検査の実施（令和3年度実績）

検査種別	検査内容	箇所(件)数
河川・湖沼水質検査	BOD等7項目検査	13
	〃 10項目検査	6
井戸水検査	有機塩素系溶剤	3
	硝酸態窒素・亜硝酸態窒素	2
井戸水自主検査	飲用可否の11項目検査	41

- 飯島町さわやか環境保全条例に基づき、公害を防止し、良好な環境を保全するため、公害の発生のおそれのある事業者と環境保全条例を締結します。

さわやか環境保全条例及び公害防止条例に基づく環境保全協定の締結状況

町対事業者=12件(10件) 住民団体対事業者=32件(28件)

注：()内は過去の公害防止条例に基づいた協定の締結数

② 大気環境の保全－監視体制の整備

- 光化学オキシダントによる被害を未然に防止するため、県からの注意報発令情報を的確に把握し、学校関係等への迅速な情報伝達を行います。
- 有害大気汚染物質の監視を継続して行います。
- 放射性物質対策の実施
長野県環境保全研究所での測定値を常に把握し、町内での迅速な測定対応と放射線情報の的確な把握と情報伝達を行います。

③ 安心・安全で快適なまちづくり

- 大地震や近年頻発する局地的豪雨などの自然災害に対して、安心安全なまちづくり

りが求められています。総合ハザードマップ等を活用し、町民の防災意識の高揚を図ります。

- 水環境及び大気環境の保全や振動、悪臭等の防止に取り組むとともに、監視体制を強化し、快適で潤いのある生活環境の維持に努めます。
- 電波障害、日影、光害等の苦情に対する対策を推進します。
- ペットの正しい飼い方に対する指導を推進します。
- 個人の生活環境に係わる問題については、モラルの向上や地域のコミュニティ形成等により、お互いの理解と協力による解決を図っていきます。
- 住環境の変化に伴う一般家庭ごみの計画収集対象地域を順次見直します。
- 騒音・振動防止対策の推進
 - ・特定施設に対する規制遵守の徹底を図ります。
 - ・小規模事業者や飲食店等の指導を推進します。
 - ・中央道環境対策協議会の活動により環境改善対策を推進します。
 - ・近隣騒音に対するモラルの向上に努めます。

中央自動車道環境測定及び改善対策要望

測定時期 令和3年7月29日～7月30日（高尾地籍は令和2年8月21日～8月22日）

地籍	種別	要望対策	測定結果	備考
高遠原中央道東	騒音	防音壁 840m	昼間58dB 夜間55dB	令和元年より要望
上通り中央道東	騒音	防音壁 80m	昼間54dB 夜間50dB	平成26年より要望
高尾中央道西	騒音	防音壁 80m	昼間59dB 夜間57dB	平成28年より要望

- 悪臭防止対策の推進
 - ・事業施設における規制遵守の徹底を図ります。
 - ・畜産糞尿のコンポスト化など関係機関との連携による対策を推進します。
 - ・悪臭の原因となるビニール、廃プラスチック類の焼却禁止と分別排出の徹底を図ります。
- 自動車公害対策の推進
 - ・エコカーの普及や公共交通機関利用を推進します。
 - ・幹線道路における緑化を推進します。
 - ・アイドリング・ストップ運動を推進します。
 - ・エコドライブの啓発を行い、温室効果ガス排出抑制を図ります。

公害苦情受付件数及び処理状況

年度	大気汚染	水質汚染	騒音	振動	悪臭	不法投棄	その他	計
令和2年度	11	3	1	1	1	2	0	19
令和3年度	8	2	1	0	1	19	0	31

* 大気汚染は、主に野焼き・ごみ焼却によるもの

* 水質汚染は、主に燃料漏れ・農薬等の放流によるもの

④ 良好な景観の形成

- 空地、荒廃農地、山林、道路沿いの樹木等の管理に対する対策を推進します。
- 環境に配慮した土地利用を推進します。
- 町内各種団体により景観づくりを推進します。
- 飯島町景観計画に基づく景観形成を推進します。

(3) 潤いのある生活環境の実現

① 町民の環境保全行動への参加

資源・エネルギー大量消費型の社会は、環境に大きな負荷を与えるとともに、排出されたごみの処理について様々な問題が発生しています。次世代により良い環境をつなぐための環境保全対策を推進します。

環境美化・保全対策

- 飯島町環境衛生自治会活動
 - ・環境美化運動の日に合わせた一斉行動や、年間を通して空き缶等の収集を実施します。
- 環境保護月間での活動
 - ・廃棄物不法投棄調査及び河川パトロールの徹底を図ります。
 - ・ごみ収集所一斉点検及び清掃の徹底を図ります。
 - ・一日清掃日の実施徹底を図ります。
 - ・簡易沈殿槽の点検を呼びかけます。
- 廃棄物の分別・資源化のための研修と啓蒙を実施します。
- 環境美化運動の日の設定・活動について、町民・事業所の参加の呼びかけを行います。

② 河川美化・浄化活動の推進

- 河川一斉清掃が全町的事業となるよう、住民の参加を呼びかけます。
- 町民意識を高め、河川・湖沼における水生動植物等の復元、保存に取り組みます。
- 洗剤・食用油（廃油）等の河川への流入を抑制するよう、環境学習の推進を図り河川浄化に努めます。
- 家庭で使用した天ぷら油等の廃食油の再利用による粉石けん作りを推進します。
- 公共下水道、農業集落排水処理施設への管路のつなぎ込み、合併処理浄化槽の設置の促進により、河川浄化に努めます。

飯島町の河川水質の状況 令和3年度測定結果

採水河川等検査項目	中田切川	郷沢川	火打垣外川	唐沢川	南ヶ沢川	与田切川	十王堂沢川	子生沢川	北井川	大井川	日向沢川	前沢川	千人塚城ヶ池	基準値
水素イオン濃度 (PH)	7.4	7.6	7.5	7.5	7.4	7.5	7.5	7.5	7.5	7.4	7.6	7.5	7.6	6.5~8.5
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1.1	0.7	1.2	1.1	0.6	0.8	0.7	1.4	0.6	1.1	<0.5	0.8	1.8	120以下
浮遊物質量 (SS)	4	2	6	2	4	2	3	1	2	<1	2	<1	3	150以下
全窒素 (T-N)	0.81	0.9	0.45	0.29	0.45	0.24	0.43	1.8	0.35	0.91	0.7	0.59	0.22	60以下
全リン (T-P)	0.012	0.02	0.014	0.018	0.013	0.005	0.01	0.037	0.005	0.007	0.048	0.012	0.013	8以下
陰イオン界面活性剤	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2以下
大腸菌群数	7	160	250	100	18	2	47	20	68	110	46	1	4	3000以下

(4) 未来を見据えた環境教育

① 環境教育推進の仕組みづくり

環境保全のための教育、学習、広報等活動の推進

○ 学校・保育園における環境教育を推進します。

- ・教育関係者との教育に関する意見交換を推進します。
- ・空き缶回収等、リサイクル活動を推進します。

○ 地域における環境学習を推進します。

- ・生涯学習事業における環境学習を推進します。
- ・環境衛生自治会と連携による環境学習を推進します。
- ・町内各層との連携による環境学習を推進します。

○ 事業所及び農業者団体における環境学習を推進します。

- ・商工業者及び農業者団体を対象とした環境学習を推進します。

○ 町広報、有線テレビなどによる環境保全対策を普及啓発します。

- ・家庭でできる対策、事業所における公害防止対策の普及啓発に努めます。
- ・分かりやすい環境データを提供します。

(5) 脱炭素社会を目指すまち

- 地球温暖化対策のための脱炭素・省エネルギーの取り組みでは、社会経済への影響が少なく、持続性のある取り組みを推進します。
- 環境対策と経済活動を両立し、普段の生活を維持しながらできる仕組みを作っています。

- 持続可能なエネルギー供給のために、地域で利用できる可能な限りの再生可能エネルギーの資源を明確にし、地域普及活動の活性化のため支援を行います。

① 再生可能エネルギーの活用

- 地域循環型・地産地消型の再生可能エネルギーの普及及び啓発を通じて安全で安心して暮せる持続可能な地域づくりのため、飯島町地域新エネルギービジョンに基づく地域資源の活用計画を策定し、エネルギー自立型地域の共創を目指します。
- 太陽光(熱)の活用
 - ・地域への安定した電力供給のために、主として個人宅への太陽光発電施設設置の普及を図り、地域電力の確保とともに、太陽熱利用による省エネ創エネの取り組みを推進します。

一般住宅太陽光発電システム設置基数

参考となる指標	現況値 令和3年度	目標値 令和9年度	指標説明
太陽光発電システム設置基数（普及率）	507(13.9%)	560(15.4%)	目標普及率15%

※令和4年4月1日時点での世帯数(3,645)を基準とした割合

- 河川・用水の活用
 - ・年間を通じて安定した地域電力の確保のために、再生可能エネルギーの高いポテンシャルを有する小水力発電の普及に努めます。
- 木質バイオマスの活用
 - ・環境共生型林業を目指し、地域循環を実現するための、バイオマス利用拡大に取り組みます。
 - ・上伊那地域で生産されている、間伐材によるペレットの消費量拡大を図ります。

② 省エネルギーの推進

- 再生可能エネルギーへの転換のために、エネルギーの消費量を減らす取り組みを推進します。
- 家庭・事業所での消費エネルギー（電力量）の減少のため、県による指導・相談事業を活用します。

(6) 資源を大切にしたまち

① 循環型生活環境の確保

- 廃棄物減量化対策

令和2年度（2020年度）を基準年度として、排出量を令和9年度（2027年度）までに5%の削減を目指して取り組みを行います。可燃ごみについては、生ごみ処理機・コンポスト補助制度の効率的活用により、引き続き削減に努めます。

行政の役割							
①減量化の広報活動、マニュアル作成		⑤トレーの店舗回収を推進		⑥事業者との協議による減量化対策の推進		⑦町施設からの厨芥ごみ堆肥化推進	
②毎年の排出量を、わかりやすく広報		③減量化に対する取り組み例を紹介		④使い捨て容器の使用放棄の推進			
町民の役割							
①マイバック持参運動等の推進		⑤生活改善による生ごみ削減、水切りの励行		⑥生ごみ処理機・コンポストの活用		⑦残飯を無くすための適量調理・食べ切りの推進	
②繰り返し使用できる容器への転換		⑧包装の少ない商品利用の推進					
③減量化マニュアルの実践							
④不用品の活用・提供の機会づくり							
事業者の役割							
①事業所における減量計画の推進の取組		⑤排出されるごみの資源化の取組		⑥リサイクル製品、原材料の使用推進		⑦食品ロス削減の取り組み	
②包装の簡素化への取組奨励		④マイバック持参の呼びかけ					

家庭系可燃ごみ処理状況

家庭系計画収集	令和元年度	令和2年度	令和3年度	家庭系直接搬入	令和元年度	令和2年度	令和3年度
処理量 t	864.96	890.02	905.18	処理量 t	26.17	27.8	26.45
前年比 %	-	102.9	101.7	前年比 %	-	106.2	95.1

事業系可燃ごみ処理状況

事業系搬入	令和元年度	令和2年度	令和3年度	許可業者搬入	令和元年度	令和2年度	令和3年度
処理量 t	0.68	0.53	0.16	処理量 t	328.7	336.87	394.3
前年比 %	-	77.9	30.2	前年比 %	-	102.5	117.0

家庭ごみ減量化目標

目標指標	現況値 令和2年度	目標値 令和9年度
家庭ごみの 1人1日平均 排出量 (g)	412	391

② ごみ減量化のための4R活動の実践

① Refuse (リフューズ) … 断る

ごみの発生を抑制する。レジ袋や不要なサービス品はもらわない。

過剰包装は断る。

② Reduce (リデュース) … 減らす

将来ごみとなりそうなものは、減らしていく。詰め替え商品の購入。

③ Reuse (リユース) … 繰り返し使用

繰り返し使用する（できるものを選ぶ）ものをすぐ捨てない。

④ Recycle (リサイクル) … 資源として再利用する

不要物（ごみ）となる場合は、正しく分別し、資源として再利用するための上記の「4R活動」が、家庭・事業所等で定着できるよう推進活動を行います。

③ 分別収集・リサイクルの推進

- 推進体制と収集計画の整備を行います。
- 自治会単位での収集体制により、分別収集を徹底します。
- 古紙・アルミ缶等の資源ごみ回収の継続と分別を徹底します。
- 粗大ごみ・使用済み小型家電の拠点収集を実施します。
- 生ごみの堆肥化処理を推進します。
- 各種リサイクル法による収集を実施します。

④ ごみの適正処理

- 不法投棄防止の推進・防止対策の推進、啓発、パトロールを実施します。
 - ・不法投棄者への厳格な対処、悪質者対策を強化します。
 - ・県不法投棄監視連絡員と連携した活動を強化します。
- 環境美化運動や自治会、住民、企業ボランティアによる活動を通じて、意識啓発を図ります。
- 一般家庭ごみの有料化による負担制度の周知及び氏名記入による排出者責任の明確化について、転入者等への十分な説明を行います。

第5章 計画の推進

1 計画推進のための各主体の基本的役割

地球温暖化をはじめとする環境問題は、日常生活や事業活動などあらゆる人間活動に起因していることから、社会を構成する全ての主体が自らの問題として認識し、それぞれの立場でできることから取り組みを進めていくことが必要です。

(1) 町民の役割

- 次世代に良好な環境を継承していくため、環境保全について関心を払うとともに、必要な知識を持つよう努めます。

- 日常生活や活動の中で、環境に配慮した暮らしを実践し、環境への負荷の低減に努めます。
- 町が実施する環境施策に対して、積極的に参加、協力します。

(2) 事業者の役割

- 自らの事業活動が環境に大きな影響を与えることを十分認識し、製造・販売・消費・廃棄に至る一連の事業活動を行うにあたっては、公害発生の防止、環境への負荷の低減に努め、環境への配慮に最大の努力を払います。
- 地域社会の一員として事業活動を通じて、地域の良好な環境づくりに貢献するよう努めます。

(3) 町（行政）の役割

- 環境保全のための中心的な役割を担い、行政区域内における環境の状況に応じて、総合的かつ計画的な施策を実施します。
- 町自らが一事業者という立場から、環境負荷低減に率先して取り組むとともに、町民、自治会、地域組織、学校、事業者等に対する環境事業参画のための支援や具体的提案を行います。
- 町（行政）としての立場から、広い視野のもとに町民・事業者の取組を先導し、環境に関する情報提供や環境負荷の少ない活動への支援を行います。

2 計画の周知体制

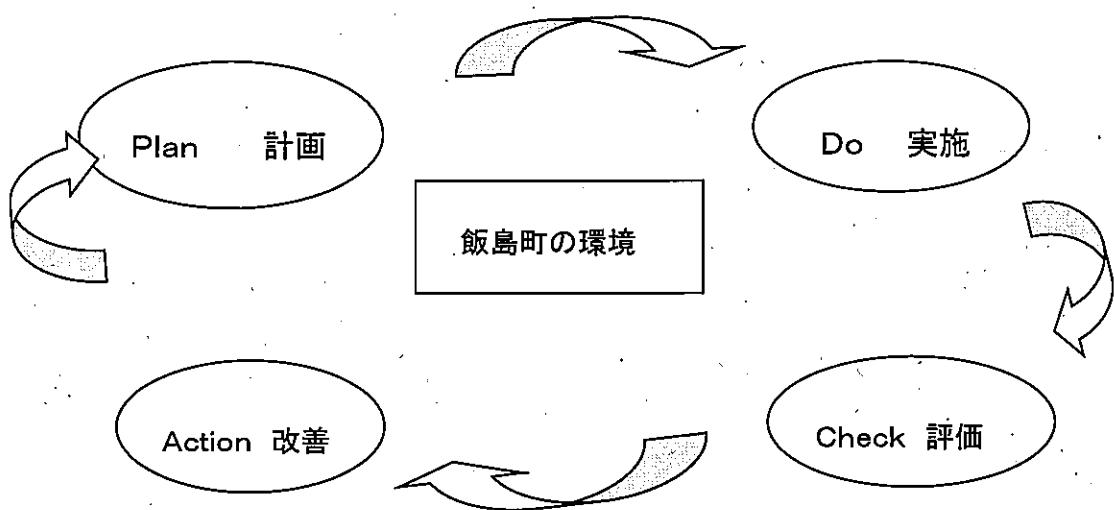
「環境基本計画（改訂）」の各種施策を総合的かつ計画的に推進するためには、町民、事業者、町（行政）の各主体がそれぞれの役割を認識し、連携・協働して取り組みを推進していく必要があります。

このため、本計画を町の広報やホームページに掲載し、自治会や各種事業を通じ、広く周知を図ります。

3 計画の進行管理

計画の実行性を確保し、計画の着実な推進を図るためにには、計画の目標実現に向けた施策・事業や各主体の取組の状況を把握し、その評価を行い、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。

このため、本計画の進行管理は、環境マネジメントシステムの考え方に基づき、P D C Aサイクルの一連の手続きに沿って実施します。



4 計画の見直し

社会情勢の変化や技術の進歩、計画の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて環境基本計画の内容について見直しを行います。